

議案第77号

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年加西市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条第 2 項中第 3 号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 16 条関係）

区分	種別	指定袋の種類・容量	手数料
家庭廃棄物	市が収集・運搬及び処分するもの（資源ごみを除く。）	指定袋（大） （容量 45 リットル）	25 円
		指定袋（中） （容量 30 リットル）	15 円
		指定袋（小） （容量 20 リットル）	10 円

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

市内の廃棄物処理について、平成 26 年 4 月 1 日より小野加東環境施設事務組合に加入し、ごみ処理事務の共同処理を行うことに伴い料金均衡を図るとともに、共同処理に伴う経費削減により収集手数料を減額しようとするもの。

【概 要】

- ・粗大ごみ 130 円／10 kg → 90 円／10 kg
- ・ごみ収集手数料
 - 指定袋大 (45ℓ) 50 円 → 25 円
 - 指定袋中 (30ℓ) 30 円 → 15 円
 - 指定袋小 (20ℓ) 20 円 → 10 円